



請 願 書

(請願名)

「除染土壌の再生利用方針の再考を求める」意見書提出方請願

紹介議員

米沢市議会議員

我妻 徳雄

”

高橋 壽

”

”

”

”

”

米沢市太田町 4-1-132

さようなら原発 米沢

代表 高橋 寛

電話 0238 38 3037



米沢市通町 6-16-57

生活クラブやまがた生活協同組合

理事長 長谷部 玲子

電話 0238 23 7232

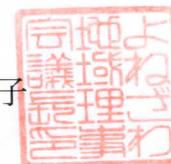


米沢市徳町 156

生活協同組合 共立社コープよねざわ

理事 (よねざわ地域理事会議長) 奥山 睦子

電話 0238 21 4951



令和 2 年 11 月 19 日

米沢市議会議長 様

様式 13 - 2

(請願の要旨又は理由)

2011 年 3 月の福島第一原子力発電所事故により、放射性 物質が環境中に放出したことを受け、住民の被ばくの低減を目的に、除染が行われました。

環境省は、2016 年 6 月、膨大な量の福島県内の除染土を減らすため、8,000 ベクレル/kg 以下の除染土を道路などの公共工事で再利用する方針を示し、さらに 2017 年 4 月には、想定される用途先に公園を含む緑地の造成を追加するなど、徐々に用途先を増やしています。

従来、100 ベクレル/kg を超える放射性廃棄物は、ドラム缶に詰めて原発施設内で厳重に管理・処分されてきました。一方で、2011 年の福島原発事故を受け、従来の基準を大幅に緩め 8,000 ベクレル/kg 以下の放射能汚染された廃棄物をごみとして処理できるように決めました（放射性物質汚染対処特措法）。

近年、大型台風の到来などによる水害や土砂崩れ等が増加していますが、除染土を使用した構造物や盛り土が壊れれば、除染土が河川等に大量に流出し、環境中に拡散されるおそれがあります。

もし米沢市に汚染土が搬入されてしまうと、最上川の源流という豊かな自然環境の中で、何代にもわたって先人達の努力が生み出した貴重な食文化が、致命的な打撃を受けます。道路が洪水や地震で決壊すると、放射能汚染は最上川を通して、山形県全体に広がってしまいます。風評被害を含め、将来に禍根を残すことになります。放射能は本来自然崩壊による減衰を待つ以外に、それを消滅させる方法がありません。したがって放射能廃棄物の処理は、1 箇所に集め安全な管理の下で保存することが原則であると考えます。汚染土壌の再利用というのは、せっかく集めたものを再び拡散することであり、この原則に反することです。

下記事項について国へ意見書を提出するよう請願いたします。

請願事項

1. 除染土壌の公共事業などへの再生利用方針を再考すること
2. 除染土壌は放射能が十分に減衰するまで東電と設置許可をした国が責任をもって管理すること

以上、地方自治法第 124 条の規定により請願いたします。